

夜間に急患26人でも「休息」扱い



「宿日直許可がおりた後も、宿直のときは毎回多くの救急患者を診ている」と話す男性医師=8月、枝松佑樹撮影

医師「宿日直」の実態 働き方改革に逆行

酷暑が続いた8月の夕方、東日本にある救急病院で勤める40代の男性医師は、もう一人の医師と翌朝9時までの宿直に入った。

午後8時前、尿管結石の合併症で腎臓に炎症を起こした高齢女性が救急車で運ばれてきた。敗血症性ショックを起こす恐れがあった。すぐ専門治療が必要だと判断し、近くの病院3カ所に1時間かけて電話したが、「夜な夜で医師を呼び出せない」

と受け入れを断られた。女性を問診、血液や尿の検査、抗生素の点滴、尿道カテーテルなどの処置をして入院してもら

い、夜中は2、3回様子を見に行つた。翌朝、泌尿器科がある病院に転院するのを見届けた。

午前9時前、急性アルコール中毒で意識のない若い男性が搬送されてきた。午前2時前に来たのは、ほかで受け入れを9回断られたという熟中症の中年男性だった。

朝まで受け入れた救急患者は計26人。男性医師は「夜間の救急では一人として手を抜ける患者はない」と話す。

合間を縫つて、病棟の約300人の入院患者も見回つた。2人の末期が死んで説明し、死因診断者の急変や外来患者に対する

医師の「宿日直」とは

- ・夜間や土日、病院に待機し、入院患者を見回り、救急患者にも対応
- ・労基署が許可すれば、労働時間として扱わず、手当の減額も可能

許可基準は

- ・少數の軽症患者への問診など「軽度または短時間の業務」に限る
- ・救急患者、出産などの対応はめったにない
- ・ベッドがあり、夜は十分に眠れる

実際にこんなケースも

宿直で多くの救急患者を診る、睡眠が2~3時間忙しい実態を反映しない申請も、労基署が許可



応するため医師が待機する「宿直」「日直」の業務内容が軽ければ、特例的に労働時間としてみなさなくてよくなる。来年4月から「医師の働き方改革」が始まり、時間外労働が原則年96時間に割り付けられ、規制されるのを前に、いま多くの病院が宿日直許可を申請している。

地域の病院は人手不足のため、宿直は主に地元の大病院から派遣されている。労基署による

地域医療の崩壊を防ぎたい厚生労働省も、病院に宿日直許可の申請を促している。労基署による

許可是2021年が23件、22年が1369件

と急増した。

ただ、実際には働いているのに労働時間のみなされない「隠れ宿直」

が存在すると専門家は指摘する。

男性医師は訴え

が存在するが、この宿直は

引きあげる動きがある。

各病院は宿直を回せな

くなり、救急や出産の対

応が止まってしまう事態

を避けようと許可を申請している。

地域医療の崩壊を防ぎ

たい労働の医師が患者を治

療すれば、事故も起きか

ない。働き方改革に逆

行している」(枝松佑樹)

▼2面=見て見ぬふり